令和3年度 大和郡山市移動等円滑化推進協議会

日時:令和3年7月28日(水)10:00~

場所:大和郡山市役所 4階 401·402会議室

議事次第

議事1. 大和郡山市移動等円滑化推進協議会会長および副会長の選出について

議事2. 特定事業経過報告について [資料2] [資料3] 事務局(市都市計画課)

議事3. 意見交換、その他

【配布資料】

- ① 議事次第
- ② 資料1 (大和郡山市移動等円滑化推進協議会委員名簿、運営要綱)
- ③ 資料2 (バリアフリー事業の進捗状況調書)
- ④ 資料3 (バリアフリー状況写真)
- ⑤ 参考資料 (大和郡山市移動等円滑化推進協議会の傍聴に関する基準) (大和郡山市附属機関設置条例) (大和郡山市バリアフリー基本構想概要版)

区分 氏名 所属及び役職名		大和郡山市移動等円滑化推進協議会 委員名簿(令和3年5月24日現在)				
# 原 崇 男 近畿大学理工学部 社会環境工学科准教授		区分	氏 名	所属及び役職名		
「「「「「「「「」」」」」」	1	学識		近畿大学理工学部 社会環境工学科准教授		
小高 字 市高友クラフ連合会 会長 市社会福祉協議会 副会長 神まぐち けんいち 山口 健一 市地域自立支援協議会 (就労部会) 市地域自立支援協議会 (教育部会) 市地域自立支援協議会 (教育部会) 森 脇 宗	2	経験者				
2	3	高齢者団体		市高友クラブ連合会 会長		
山口 健	4			市社会福祉協議会 副会長		
本がお たかは 市地域自立支援協議会(教育部会) 市地域自立支援協議会(暮らし部会) 市地域自立支援協議会(暮らし部会) 市 市地域自立支援協議会(暮らし部会) 市 日本 市 市 市 市 市 市 市 市 市	5	時がい老団体		市地域自立支援協議会(就労部会)		
森 脇 崇 市地域日立文技協議会(春らし部会) 9 地域コミュニティー 植	6	陸がいも団体		市地域自立支援協議会(教育部会)		
8 地域コミュニティー 植村俊博 市自治連合会会長 9 ますだまさとし増田 政俊 近畿日本鉄道(株)大阪統括部 施設部 工務課長 10 公共交通事業者 井上 典彦 西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部 地域共生室 担当室長	7			市地域自立支援協議会(暮らし部会)		
9 増田政俊 近畿日本鉄道(株)大阪統括部施設部工務課長 10 公共交通事業者 一年上典彦 西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部地域共生室担当室長 11 一年上典彦 一日本旅客鉄道(株)近畿統括本部地域共生室担当室長 12 奈良県	8	地域コミュニティー		市自治連合会会長		
11 井上典彦 四日本派各欽道(株) 近畿就括本部 地域共生室 担当室長 11 点しもと たまお西本 多満男 奈良交通(株)乗合バス事業部 運行課長 12 奈良県 公安委員会 いまむら こうぞう 今村 浩三 宗良県警察本部 交通規制課長 13 さんた ゆういちろう 三田 雄一郎 郡山警察署 交通課長 14 なかむら よういち中村 洋一 国土交通省 近畿運輸局奈良運輸支局 首席運輸企画専門官 15 関係行政機関 まつい けんじ松 井 謙二 奈良県 県土マネジメント部 道路保全課長 16 企のだ たかみ 篠田 隆三 奈良県 郡山土木事務所 所長 17 八木 謙 治 市総務部長 18 市福祉健康づくり部長 19 市職員 市産業振興部長 10 おくむら まさひこ 大地奈都県	9			近畿日本鉄道(株)大阪統括部 施設部 工務課長		
11 西本 多満男 奈良交通(株)乗合バス事業部 連行課長 12 奈良県	10	公共交通事業者		西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部 地域共生室 担当室長		
12 奈良県 13 奈良県 14 本かむらよういち中村 洋 ー 国土交通省 近畿運輸局奈良運輸支局 首席運輸企画専門官 15 関係行政機関 本かむらよういち中村 洋 ー 京良県県土マネジメント部 道路保全課長 16 本のだたかみ 篠田 隆三 奈良県 郡山土木事務所 所長 17 本を けんじハ木 謙 治 市総務部長 18 よみた ゆたか 富田 豊 市福祉健康づくり部長 19 市職員 19 市職員 19 市職員 19 市職員	11		西 本 多 満 男	奈良交通(株)乗合バス事業部 運行課長		
13 三田雄一郎 郡山警察署 交通課長 14 なかむらよういち中村 洋一 国土交通省 近畿運輸局奈良運輸支局 首席運輸企画専門官 15 関係行政機関 まついけんじ松井謙二 奈良県県土マネジメント部 道路保全課長 16 たかみ 篠田隆三 奈良県郡山土木事務所所長 17 小木謙治 市総務部長 18 よみた ゆたか富田豊 市福祉健康づくり部長 19 市職員 売ー 市産業振興部長 10 おくむらまさひこ 大地会が長	12			奈良県警察本部 交通規制課長		
14 中村 洋 ー 国土交通省 近畿運輸局奈良運輸支局 百席運輸企画専門官 15 関係行政機関 奈良県 県土マネジメント部 道路保全課長 16 本 施 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本	13	公安委員会		郡山警察署 交通課長		
15 関係行政機関 松 井 謙 二 奈良県 県土マネジメント部 道路保全課長 16 を	14			国土交通省 近畿運輸局奈良運輸支局 首席運輸企画専門官		
16 篠田隆三 奈良県 郡山土木事務所 所長 17 やぎけんじ八木 謙 治 市総務部長 18 とみたゆたか富田豊 市福祉健康づくり部長 19 市職員 売ー 市産業振興部長 8 おくむらまさひこ 大松 女 原長	15	関係行政機関		奈良県 県土マネジメント部 道路保全課長		
17 八木 謙 治 市総務部長 18 とみた ゆたか 富田 豊 市福祉健康づくり部長 19 市職員 ・ 市産業振興部長 8 おくむら まさひこ ・ ***・ ***・ ***・ ***・ ***・ ***・ ***・	16			奈良県 郡山土木事務所 所長		
18	17			市総務部長		
19 市職員 植田 克 ー 市産業振興部長 おくむら まさひこ ナルカ切馬	18			市福祉健康づくり部長		
	19	市職員		市産業振興部長		
	20		^{おくむら まさひこ} 奥 村 雅 彦	市教育部長		
21 勝又 努 市都市建設部長	21			市都市建設部長		
事務局 東田 完 市都市建設部次長兼都市計画課長		事務局		市都市建設部次長兼都市計画課長		

※敬称略 任期 : 令和2年11月1日~令和4年10月31日(2年)

大和郡山市移動等円滑化推進協議会運営要綱

(目的)

第1条 大和郡山市バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)に基づき、バリアフリー化事業の実施及び継続的改善を円滑に進めるため、大和郡山市附属機関設置条例(平成26年9月大和郡山市条例第10号)第2条の規定に基づき、大和郡山市移動等円滑化推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 基本構想の管理運営に関すること。
 - (2) バリアフリー特定事業(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律第91号)第2条第22号に規定する特定事業をいう。)の実施、計画及 び調整に関すること。
 - (3) バリアフリー化事業の情報提供に関すること。
 - (4) その他、バリアフリー化事業に関し必要と認められる事項

(組織)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員25名以内で構成する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 高齢者団体を代表する者
 - (3) 障害者団体を代表する者
 - (4) 地域コミュニティを代表する者
 - (5) 商工関係団体を代表する者
 - (6) 公共交通事業者を代表する者
 - (7) 奈良県公安委員会を代表する者
 - (8) 関係行政機関及び市の職員
 - (9) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期途中での退任等があった場合における 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を 代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。
- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明を 求め、又は意見を聴くことができる。
- 6 会議は、原則として公開するものとし、その方法等については市長が別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(大和郡山市バリアフリー基本構想庁内検討会設置規程の廃止)

2 大和郡山市バリアフリー基本構想庁内検討会設置規程は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年9月19日から施行する。

(大和郡山市バリアフリー事業報告会設置要綱の廃止)

2 大和郡山市バリアフリー事業報告会設置要綱は、廃止する。

(大和郡山市バリアフリー事業者調整会議設置要綱の廃止)

3 大和郡山市バリアフリー事業者調整会議設置要綱は、廃止する。

バリアフリー事業(ハード施策)の進捗状況調書

公共交通特定事業

	・ノンステップバスへの車両代替を進めた結果、近鉄郡山駅乗入車両35両(大和郡山市コミュニティバス3両を除
奈良交通(株)	┃く)のうち、ノンステップバスの割合は82.9%(29両)、ワンステップバスを含むスロープ付き低床車両の割合は
	94.3%(33両)となった。

道路特定事業

<u> </u>	
県道	・大和郡山上三橋線 側溝蓋の改修工事 ・奈良大和郡山斑鳩線 都市計画道路城廻り線の拡幅工事を実施中。
	【令和3年度以降に実施予定】 ・奈良大和郡山斑鳩線 都市計画道路城廻り線の拡幅工事
	市道近鉄三の丸線東側歩道のバリアフリー化工事
市道	【令和3年度以降に実施予定】 市道三の丸今井材木線北側歩道の歩道拡幅工事

バリアフリー事業(ハード施策)の進捗状況調書

建築物特定事業

_		
大和郡山市役所	【令和3年度以降に実施予定】 新庁舎(地上5階・地下1階建て、令和4年3月末竣工予定)に関しては下記のとおり実施する予定です。 ・歩道から出入り口まで移動円滑化された経路を確保する予定です。 ・エレベーターは2基設置する予定で、内1基はストレッチャー対応のものを設置予定です。 ・各階洋式トイレを基本として多機能トイレを1・2階には2か所ずつ設ける予定です。 また、多機能トイレには多目的シートも設置する予定です。	
大和郡山市 社会福祉会館	・福祉ゾーンの審議会において、社会福祉会館を含めた、今後の施設のありようについて検討中。	

交通安全特定事業等	通安全特定事業等			
奈良県警察本部	・信号機の設置については、道路形状、交通量、交通事故発生件数等総合的に判断する必要がある。			
近鉄郡山駅	・令和元年7月に策定した近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本計画で定めた各事業について、検討及び協議を進めているところです。			
火工 业大 石 D 口	【令和3年度以降に実施予定】 ・令和3年度に駅移設に係る業務委託を発注予定です。			

	障がい者に配慮した案内・情報システムの導入検討 (企画政策課)	・市ホームページのリニューアルを行った。新HPでは各課でページの作成公開が行えるため、情報発信が迅速化されたほか、作成の際にアクセシビリティのチェック機能があり、より一層の配慮を行える。音声読み上げにも対応。 ・バリアフリーにかかる案内、情報システム等については、庁舎建替工事の進捗にあわせ、柔軟に対応できるものである必要がある。
┌┼ ╘ ┦╸╗┾╶┹╲	広報・啓発活動の 推進 〈人権施策推進課〉	・「人と人とが互いに支え合うことのできる」まちづくりとは、まず、お互いがお互いの違いを認め合い、尊重できる関係を築き合うことが前提である。 令和2年度は、コロナ禍のため、当課においての人権のまちづくり推進協議会、人権教育推進協議会等と連携しての人権啓発や人権教育のイベントは開催できなかったが、インターネットや市HPにて、社会的に少数であり、不利な立場となりがちな障がい者、外国人、女性、性的少数派(LGBT)等の立場を尊重し、社会的少数者と多数者の互いが認め合うことのできるまちづくりの啓発を実施した。
広報・啓発		【令和3年度以降に実施予定】 ・具体的な内容は現在未定であるが、社会的に不利な立場にある少数的立場の人々に対する理解を深 める内容の啓発やイベントを開催実施予定である。また、令和2年度に導入したパートナーシップ宣 誓制度について、市民に向け広く啓発している。

迷惑自転車対策	自転車のマナー向上を図る啓発活動(市民安全課)	ソフト施策(迷惑自転車対策) ・春と秋の交通安全県民運動期間中に商業施設や学校等において、自転車の安全かつ正しい利用、運転マナーの向上の啓発活動を実施。 (春:4月6日~15日 コロナウイルス感染拡大予防のため、イベントや啓発活動は自粛秋;9月21日~30日 啓発活動実施) ・小学生、中学生等を対象に自転車の運転マナーの向上のため、交通安全教室を実施(令和2年度37回、1262名に実施) ・放置自転車対策の継続的な推進(令和2年度89回移動業務の実施、89台の移動) 【令和3年度以降に実施予定】 ソフト施策(迷惑自転車対策) ・春と秋の交通安全県民運動期間中に商業施設や学校等において、自転車の安全かつ正しい利用、運転マナーの向上の啓発活動を実施。 ・小学生、中学生等を対象に自転車の運転マナーの向上のため、交通安全教室を実施・放置自転車対策の継続的な推進(令和3年度110回 移動業務の実施予定)
教育	学校におけるバリ	・令和2年度も小中学校において、年間約10時間、授業や体験学習を通じて、歩道等での自転車駐輪のマナー違反についてなどを学び、バリアフリーへの理解に努めた。特に郡山南中学校において、車いす体験を通じて、バリアフリー教育を実施した。なお、それぞれの実施時期は、各学校のカリキュラムにより決まってはない。
		【令和2年度以降に実施予定】 ・実施時期は、特に決まっていないが、引き続き車いす体験を通じて、バリアフリー教育を実施予 定。

市職員のバリアフ リー教育訓練研修 の充実 〈秘書人事課〉

・障がい者サービスに必要な手話技術・心構えを習得することにより、市民サービスの向上及び窓口 業務の円滑な遂行を図るため、市職員に対して手話研修を実施した。

【令和3年度以降に実施予定】

・市職員に対する手話研修は、令和3年度以降も毎年度実施予定。

教育	社員のバリアフ リー教育訓練研修 の充実 〈近畿日本鉄道(株)〉	・駅係員全員を対象に定期的に身体の不自由なお客様の応対方や身体障がい者用設備・機器の取扱い方についての研修を行っているほか、新任助役を対象にサービス介助士講座を受講し、同資格を取得させている。 ・目の不自由なお客様への社員による可能な限りのお声かけ、見守り等について、「視覚障がい者接遇研修会」の実施などの教育により、全社的に取り組んでいる。 ・エレベーター設置駅の駅係員を対象に、エレベーター内利用者閉じ込め時の救出訓練を行っている。 ・「車イスのお客様の介助を考える日」を制定し、毎年制定日の周辺日に朝礼、研究会等で事故事例を研究し、車イス事故防止に努めている。 【令和3年度以降に実施予定】 ・令和2年度と同様であり、以下のとおりである。 ・駅係員全員を対象に定期的に身体の不自由なお客様の応対方や身体障がい者用設備・機器の取扱い方についての研修を行っているほか、新任助役を対象にサービス介助士講座を受講し、同資格を取得させる。 ・目の不自由なお客様への社員による可能な限りのお声かけ、見守り等について、「視覚障がい者接させる。 ・エレベーター設置駅の駅係員対象に、エレベーター内利用者閉じ込め時の救出訓練を行う。・「車イスのお客様の介助を考える日」を制定し、毎年制定日の周辺日に朝礼、研究会等で事故事例を研究し、車イス事故防止に努める。
その他	(社会福祉協議 会)	福祉ゾーンの審議会において、社会福祉会館を含めた、今後の施設のありようについて検討中につ き、修繕等予算の確保がならず、なし。





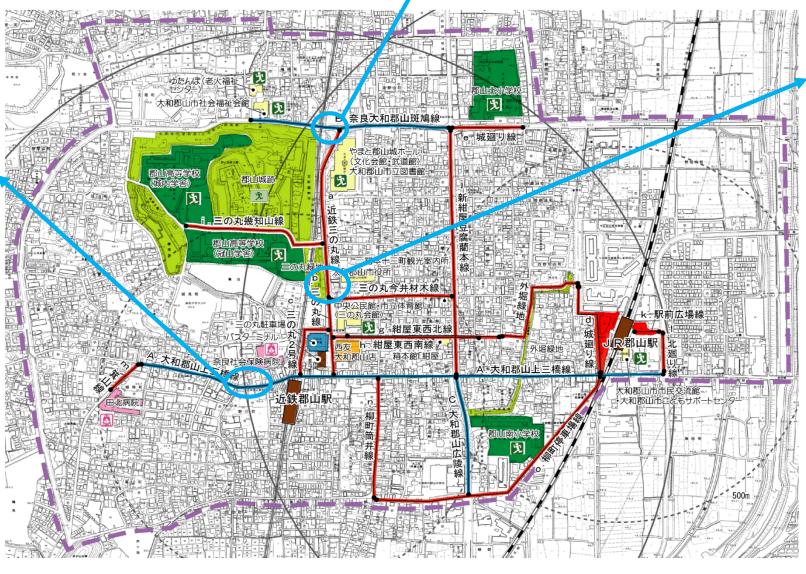


大和郡山上三橋線





奈良大和郡山斑鳩線掘削状況









市道三の丸線

特定事業完了·事業中 状況写真

教 育













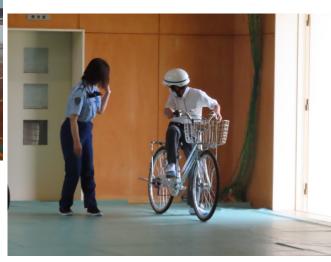
学校におけるバリアフリー教育の実施

迷惑自転車対策









自転車のマナー向上を図る啓発活動

大和郡山市移動等円滑化推進協議会の傍聴に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大和郡山市移動等円滑化推進協議会(以下「協議会」という。)の傍 聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開の原則)

- 第2条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、公開とする。ただし、会長又は委員の 発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、会議の全部又は一部を 公開しないことができる。
- 2 傍聴人は、前項ただし書の規定により会議が公開されないこととなったときは、会長 の指示に従い速やかに退場しなければならない。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴希望者」という。)は、会議当日所定の場所において、傍聴人記名簿に自己の住所、氏名を記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

- 第4条 傍聴人の定員は、10人とする。
- 2 傍聴希望者の人数が定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴できない者)

- 第5条 前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、会議を傍聴することができない。
 - (1) 銃器、刀剣、火薬その他の危険物を所持している者
 - (2) ラジオ、拡声器、マイク等、会議の妨げとなる恐れのある機器等を所持している 者
 - (3) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - (4) 酩酊していると認められる者
 - (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(禁止事項)

- 第6条 傍聴人は、会議の傍聴中は次の事項を守らなければならない。
 - (1) 会議中は、拍手その他の方法により、自己の意見を表明しないこと。
 - (2) はち巻、ゼッケン、たすき、腕章の類を身につける等示威的行為をしないこと。
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (4) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、みだりに席を離れ、傍聴席以外に立ち入り、その他 審議会の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。 ただし、報道等を業とする者が、あらかじめ会長の承認を得た場合は、この限りでない。

(会長等の指示)

第8条 傍聴人は、会長及び事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 会長は、傍聴人がこの基準に違反し、又は、会長の指示に従わないときは、これ を退場させることができる。

(会議資料の閲覧等)

- 第10条 傍聴席に会議資料2部を設置し、閲覧に供するものとする。ただし、会長が審議 会資料の内容等にかんがみて閲覧に適しないと判断したときは、会議資料の全部又は一 部を閲覧に供しないこととすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、第2条ただし書の規定により会議が公開されないこととなったときは、会長は、会議資料の全部又は一部の閲覧を中止させることができる。
- 3 第1項の規定により閲覧に供された会議資料については、必要な費用を負担して写し を得ることができる。ただし、会長が、当該資料の内容その他の事情にかんがみ、写し の交付に適しないと判断したときは、この限りではない。

附則

この基準は、平成24年10月1日から施行する。

○大和郡山市附属機関設置条例

平成26年9月19日 大和郡山市条例第10号 改正 平成26年12月18日条例第20号 平成27年12月17日条例第29号 平成28年6月30日条例第19号

(設置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方 自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、本市に設置する附属機 関は、別表のとおりとする。

(その他)

第2条 前条の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。ただし、当該附属機関が2以上の執行機関に属するときは、そのいずれかの執行機関が定めることができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年11月 大和郡山市条例第24号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成26年条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年11月 大和郡山市条例第24号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成27年条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年11月 大和郡山市条例第24号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成28年条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年11月 大和郡山市条例第24号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表

7,120			
附属機関の属する	附属機関	担任する事務	
執行機関			
市長	大和郡山市指定管理者選定審査会	公募して行う指定管理者の選定等の審査に関する事務	
	水木十五堂賞選考委員会	水木十五堂賞の被表彰者の選考に関する事務	
	大和郡山市職員分限懲戒等審査会	職員の分限、懲戒等についての審査に関する事務	
	大和郡山市地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画の策定及び推進についての審議に関する事務	
	大和郡山市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所措置等の要否についての審査に関する事務	
	大和郡山市老人福祉計画及び介護保険事	老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定についての審議に関す	
	業計画策定委員会	る事務	
	大和郡山市老人福祉施設等整備及び地域密着	老人福祉施設等の整備及び地域密着型サービスの運営についての	
	 型サービスの運営に関する審査委員会	審査に関する事務	
	大和郡山市地域包括支援センター運営協	地域包括支援センターの設置及び運営についての審議に関する事	
	議会	務	
	大和郡山市予防接種健康被害調査委員会	大和郡山市が実施した予防接種により生じた健康被害についての	
		調査審議に関する事務	
	大和郡山市予防接種事故等調査委員会	大和郡山市が実施した予防接種により生じた健康被害以外の事故	

		等についての調査審議に関する事務
	大和郡山市清掃センター運営管理効率化	清掃センターの運営管理における効率化の調査検討に関する事務
	検討委員会	
	大和郡山市「人・農地プラン」検討会	人・農地プランについての審査に関する事務
	旧川本家住宅検討委員会	旧川本家住宅の今後のあり方及び方向性についての調査検討に関
		する事務
	大和郡山市入札監視委員会	大和郡山市が発注する建設工事等に伴う入札及び契約についての
		調査審議に関する事務
	大和郡山市総合評価審査委員会	大和郡山市が発注する総合評価落札方式による契約手続きについ
		ての審査に関する事務
	大和郡山市移動等円滑化推進協議会	大和郡山市バリアフリー基本構想の管理運営及びバリアフリー化
		事業の実施等についての検討に関する事務
	大和郡山市青年等就農計画審査会	青年等就農計画についての審査に関する事務
	大和郡山市まちづくり委員会	近鉄郡山駅周辺地区のまちづくりについての審議に関する事務
	大和郡山市自治基本条例検証委員会	大和郡山市自治基本条例(平成23年3月大和郡山市条例第2号)の
		検討及び見直し等に関する事務
教育委員会	大和郡山市就学指導委員会	就学指導についての調査審議に関する事務
	大和郡山市学校結核対策委員会	大和郡山市立小・中学校の児童生徒の結核対策についての審議に
		関する事務
	大和郡山市教科用図書選定委員会	大和郡山市立小・中学校において使用する教科用図書の選定につ
		いての調査に関する事務
	大和郡山市教科用図書採択委員会	大和郡山市立小・中学校において使用する教科用図書の採択につ
		いての選定審査に関する事務
	郡山城天守台展望施設整備委員会	郡山城跡における天守台展望施設整備事業について学術的見地か
		らの指導助言を行うための調査審議に関する事務
	大和郡山市学校給食センター調理等業務	大和郡山市学校給食センターにおける調理等の業務委託について
	委託事業者選定委員会	の審査に関する事務
	大和郡山市芸術祭実行委員会	大和郡山市芸術祭における応募作品の審査に関する事務